

資料編

■参考資料 1 埼玉県消防広域化推進計画策定経緯■

年 月	実施内容
平成30年3月	・埼玉県消防広域化推進計画の1年間期間延長
4月	・市町村、消防本部に、計画改定について通知発出
4～7月	・消防本部において消防力カード作成
8月	・第1回埼玉県消防広域化推進委員会開催
11月	・第2回埼玉県消防広域化推進委員会開催 ・各市町村、消防本部へ意見照会
12月～1月	・県民コメントの実施（12月27日～1月28日）
平成31年3月	・第3回埼玉県消防広域化推進委員会開催 ・埼玉県消防広域化推進計画の改定

■参考資料 2 埼玉県消防広域化推進委員会■

1 目的

消防組織法第33条及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づく、埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画の改定に当たり、幅広く関係者の意見を求めることを目的として設置しました。

2 審議状況

第1回 平成30年8月30日（木）

- ・委員長の選出について
- ・埼玉県消防広域化推進計画の見直しについて

第2回 平成30年11月16日（金）

- ・埼玉県消防広域化推進計画の改定案について
- ・県民コメント実施について

第3回 平成31年 3月18日（月）

- ・県民コメント及び市町村・消防本部への意見照会の結果について
- ・埼玉県消防広域化推進計画の改定案について

3 委員名簿

(敬称略)

分類	氏名	所属等
学識経験者	菅原 進一	東京大学名誉教授
市町村	工藤 正司	埼玉県市長会（行田市長）
	花輪 利一郎	埼玉県町村会（寄居町長）
消防機関	大熊 郁夫	埼玉県消防長会会長
	荒幡 憲作	埼玉西部消防局消防局長
関係団体	湯澤 俊	埼玉県医師会副会長
県	槍田 義之	埼玉県危機管理防災部長

■参考資料3 消防組織法（抄）■

第4章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第31条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第32条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第33条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該

都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
 - 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第2項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - 二 消防本部の位置及び名称
 - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により協議会を設ける場合にあっては、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

- 第35条** 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 広域化対象市町村が第33条第2項第3号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

■参考資料4 市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）■

○消防庁告示第三十三号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさや指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

① 災害発生時における初動体制の強化
② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町

村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県庁の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づき取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末に防本部数は七百八十四本部となり、平成二十五年に改正された本指針の新たな推進期限としていた平成三十年四月一日には更に五十六本部が減少し、消防本部数は七百二十八本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じて住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現物の配置替えによる一部公共団体の消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れているものの、全体的には、管轄人口十万人未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じて財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とも地域との消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進んでいるが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の

増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。また、消防力の強化に際しては、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十一年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、平成二十七年四月一日現在、消防職員については七十七・四％、消防水利については七十三・六％にとどまっているなど、依然として整備率が低いものである。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・〇％である一方、小規模消防本部においては、六十六・一％にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

さらに、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっており、近年の東日本大震災での教訓や自然災害の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要である。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまでに必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

2

消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

① 市町村の消防の広域化の理念及び定義

② 消防庁長官による基本指針の策定

③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等

④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成

⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮
この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。これは市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成三十年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によつて左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成十八年以降の十年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再

策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要がある。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

- (1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。
- (2) 広報及び普及啓発
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。
- (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。
- (4) 相談体制の確保充実
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相

(5) 談に積極的に応じる。 ① 財政措置

- (i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- (ii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年以内完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む）、平成十八年の消防組織

- 法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成四十年四月一日までに完了するもの。(iii)において同じ。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築等であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iv) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- (v) 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vi) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成三十五年四月一日までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vii) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。
- ② 連携・協力関連事業
組合で消防の連携・協力を行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を行う市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に對して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

- (i) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。
- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
次のような事項に留意して定めること。
- ② 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とする。
- ③ 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ④ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
次のような事項に留意して定めること。
- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考へることが必要であるため、都道府県が市町村に對し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間に於ける、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ
本指針三、二に基づき定めること。
- (4) 本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、三によること。
- (5) 自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、四に基づき定めること。
- (6) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
本指針三、五に基づき定めること。
- (7) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

- 1 推進計画の策定
都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(6) 勘案して定めること。
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまでに必要となつていくことに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百

3

(1) 消防広域化重点地域の指定等

人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めたものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

配慮すべき事項
非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

消防広域化重点地域の指定の趣旨
十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等
都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部がなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
② 広域化の気運が高い地域
なお、推進期限である平成三十六年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

(i) 特定小規模消防本部
(ii) 非常備市町村
(iii) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部
広域化対象市町村の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、

4

推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義
消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うことが必要である。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方
連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

(3) 消防の連携・協力の推進
しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更
(2)及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

(3) 関係市町村の意見の聴取等
消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合には、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(3) 高機能消防指令センターの共同運用
高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができるとに加え、災害情報を一元的に把握

し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなつた場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討する必要がある。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

- このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のようないくつかの事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。
- ① 組合の方式による場合
 - ② 經常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
 - ③ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
 - ④ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
 - ⑤ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
 - ⑥ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
 - ⑦ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- そのために、次のような具体的方策が考えられる。
- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保に以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に

応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

⑤ 総合的な合同防災訓練の実施

⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報

⑦ 通信手段の充実による連絡体制の強化

⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

■参考資料5 市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）■

消 防 消 第 81 号
平成 30 年 4 月 1 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 3 月 30 日に告示され、本日施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 主な改正内容

- 1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 4 号。以下「基本指針」という。）一、1）

人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっていることを追記したこと。

- 2 平成 30 年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 方向性の概要

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えた上で、都道府県が、当該分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議

論し、推進計画を再策定する必要があることとしたこと。

(2) 都道府県の役割

消防広域化重点地域について、これまで以上に積極的に指定することとしたこと。また、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても推進していくものとし、必要な支援を行う役割が期待されることを追記したこと。

3 財政措置

(1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

広域化関連事業に対する財政措置に関して、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うことを明記したこと。

(2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に対する財政措置を追記したこと。

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

平成 36 年 4 月 1 日を期限として消防の広域化を推進することとしたこと。

5 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

(1) 市町村の消防の現況及び将来の見通し（基本指針三、1、(2)）

都道府県において、市町村が消防の現況の分析・今後のあるべき姿の検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があることに留意することとしたこと。

また、市町村の分析・検討を踏まえた上で、過去約 10 年間における推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね 10 年後の消防体制の姿を見通す必要があることに留意することとしたこと。

(2) 広域化対象市町村の組合せ（基本指針三、1、(3)）

連携・協力対象市町村についても、基本指針三、4 に基づき定めることとしたこと。

(3) 市町村の消防の広域化の規模（基本指針三、2、(1)）

一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化が理想的な消防本部のあり方の一つであることを追記したこと。

また、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部及び消防吏員数が 100 人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。さらに、消防吏員数が 50 人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広

域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。

上記のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする事としたこと。また、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする事としたこと。

6 消防広域化重点地域の指定（基本指針三、3、(2)）

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいこととしたこと。

(1) 特定小規模消防本部

(2) 非常備市町村

(3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

7 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方（基本指針三、4、(2)）

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の連携・協力が広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要であることとしたこと。

(2) 高機能消防指令センターの共同運用（基本指針三、4、(3)）

高機能消防指令センターの共同運用が、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きいこと等を十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要であることとしたこと。

また、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、原則、全県一区とする必要があることとしたこと。

さらに、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあっては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましいこととしたこと。

第2 留意事項

1 消防力カード（基本指針一、3・三、1、2 関連）

市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えるに当たっては、消防力カード（別添様式）を活用されたいこと。また、都道府県が推進計画を再策定する際には、市町村が作成した消防力カードを参考にされたいこと。

市町村は、都道府県が推進計画を再策定する期間にも鑑み、遅くとも平成 30 年 7 月までには、消防力カードを作成し、今後のあるべき姿を考える必要があること。その際、都道府県は、市町村に対し積極的な助言・支援を行う必要があること。

なお、消防力カードについては、策定後、都道府県を通し、消防庁に提出していただきたい。

2 推進計画の再策定

(1) 広域化の具体的な効果の検証（基本指針一、3・三、1、(2)関連）

推進計画の再策定に当たっては、広域化の具体的な効果を、住民、議会等に分かりやすく説明することが望ましいこと。例えば、全県一区など、広域的な消防体制を取った場合の救急車の現場到着時間の短縮効果等のシミュレーションを行うこと等が有効である。

(2) 関係者のコンセンサスの形成（基本指針二、(1)・三、1）

推進計画の再策定に当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めること。

3 財政措置

(1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

平成 31 年度から、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、配慮をする対象を拡充する予定としていること。

(2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に関する財政措置について、平成 31 年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点化することを検討することとしていること。

4 推進期限（基本指針二関連）

広域化の推進期限を平成 36 年 4 月 1 日としているが、都道府県においては、平成 30 年度中までをめどとした約 1 年間で推進計画を再策定し、市町村においては、推進計画が策定されてから、平成 36 年 4 月 1 日までの約 5 年間で広域化を実現されたいこと。

第3 施行日

平成30年4月1日

■参考資料 6 市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）■

消 防 消 第 82 号

平成 30 年 4 月 1 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化の基本指針の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 3 月 30 日に告示され、本日施行されたことに伴い、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部について別添資料のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 主な改正内容

- 1 都道府県の役割（本通知による改正後の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）第 1、2、（2）、（イ））

改正告示による改正後の市町村の消防の広域化の基本指針（以下「広域化基本指針」という。）を踏まえ、都道府県においても、高機能消防指令センターの共同運用などの市町村の消防の連携・協力について、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとしたこと。また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとしたこと。

- 2 消防庁の役割（連携・協力基本指針第 1、2、（2）、（ウ））
広域化基本指針を踏まえ、財政措置について追記したこと。

3 消防の連携・協力を推進する期間（連携・協力基本指針第2）

消防の連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとしたこと。

第2 留意事項

消防の連携・協力に対する財政措置について、平成31年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点化することを検討することとしていること。

市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

2 消防の連携・協力の推進

（1）消防の連携・協力の必要性等

（ア）必要性和効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では

十分な効果が得られる。)

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

(イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるようなことのないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考

にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きいことから、市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力をを行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センタ

一の整備については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

- 本指針に基づく共同化に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の(ア)～(カ)のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

(ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

(イ) 消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、

一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

(ウ) 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

(エ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

(オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

(カ) 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとすることができる。

※ なお、上の（ア）～（カ）に係る地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例については、参考資料を参照すること。

第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・

協力の実施に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

別紙

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

（１）連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・ 消防需要の現況と将来予測
- ・ 消防力の現況と将来予測
- ・ 財政の現況と将来予測
- ・ 組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

（２）連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

（１）の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

（３）連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

（４）実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期につ

いても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の（１）から（６）までの事項が明確になるよう計画に定める。

（１）連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

（２）連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

（３）連携・協力を行う方法

（１）で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

（４）連携・協力に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

（５）連携・協に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

（６）連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施に当たって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

参考資料

地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例

	地方自治法(昭和22年法律第67号)						消防 組織法 (昭和22年 法律第226号)
	連携協約 第252条の2	協議会 第252条の2の 2	機関等の共 同設置 (内部組織の 共同設置) 第252条の7	事務委託 第252条の14	事務の代替 執行 第252条の16 の2	職員の派遣 第252条の17	相互応援協 定 第39条第2項
(ア) 指令の共同運用	○	○	○	○	○		
(イ) 消防用車両の共同 整備	○			○	○		
(ウ) 境界付近における消 防署所の共同設置	○		○	○	○		
(エ) 高度・専門的な違反 処理や特殊な火災原 因調査等の予防業 務における消防の連 携・協力		○			○	○	○
(オ) 専門的な人材育成の 推進	○	○		○		○	○
(カ) 応援計画の見直し等 による消防力の強化							○

「○」：活用が想定される主な手法

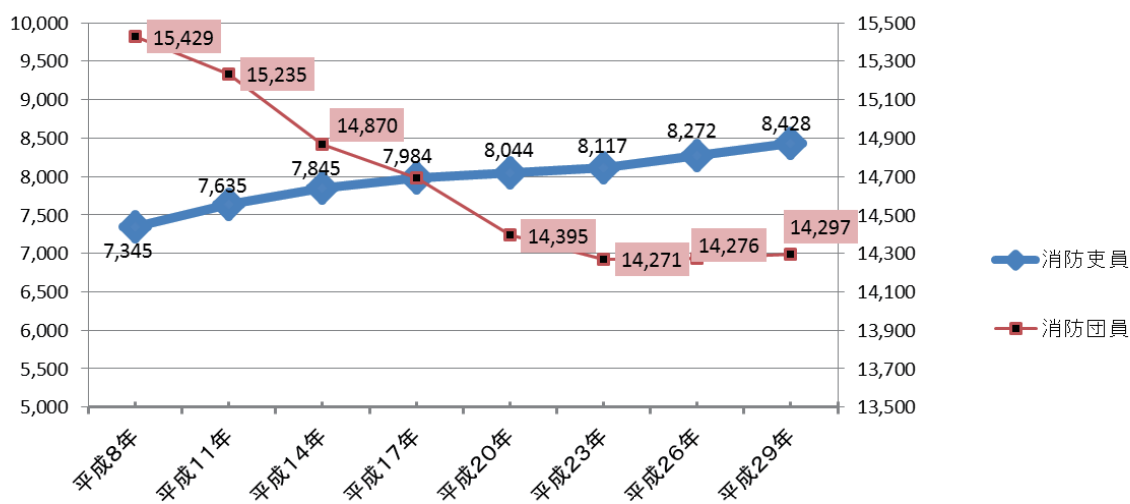
■参考資料 7 平成 18 年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成 30 年 4 月 1 日現在）■

広域化 年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化 年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等																								
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務 組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部																								
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町(上川中部消防組合の構成町) 鷹栖町(上川中部消防組合の構成町) 旭川市消防本部																								
	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部		30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	比布町(上川中部消防組合の構成町) 愛別町(上川中部消防組合の構成町) 当麻町(上川中部消防組合の構成町) 大雪消防組合																								
22.4.1	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部		31	大阪	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部 四條畷市消防本部																								
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防 本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部		32	奈良	奈良県広域消防組合消 防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村(非常備村)																								
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部																														
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村(非常備)						33	佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部																				
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)						34	熊本	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部																				
24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合 消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	35					大阪	富田林市消防本部	事務委託	富田林市消防本部 河内町消防本部 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部																					
	10	山形	置賜広域行政事務組合 消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部	36					茨城	稲敷広域消防本部	一部事務組合	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部																					
	11	茨城	ひたちなか・東海広域事 務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部	37					長野	上伊那広域消防本部	広域連合	伊那市消防本部 伊南行政組合消防本部																					
	12	山口	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部	38					大阪	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部 能勢町(非常備) 高千穂町(非常備)																					
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本 部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部 黒部市消防本部	39					宮崎	西臼杵広域行政事務組 合消防本部	一部事務組合	五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)																					
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	入善町消防本部 朝日町消防本部	27.4.1					40	栃木	那須地区消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部																				
	25.3.31	15	青森	青森地域広域消防事務 組合消防本部	一部事務組合		青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町) 小田原市消防本部	41	北海道	とから広域消防局					一部事務組合	帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部																			
16		神奈川	小田原市消防本部	事務委託	足柄消防組合消防本部 魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備村)		42									埼玉	草加八潮消防局	一部事務組合	草加市消防本部 八潮市消防本部																
17		富山	富山県東部消防組合消 防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部		43									神奈川	厚木市消防本部	事務委託	厚木市消防本部 清川村(非常備) 静岡市消防局																
18		静岡	志太広域事務組合志太 消防本部	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部	44	静岡				静岡市消防局	事務委託	島田市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部																						
25.4.1	19	埼玉	埼玉東部消防組合消防 局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部	28.4.1	45	静岡	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部																								
	20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部						46	静岡	富士山南東消防本部	一部事務組合	裾野市消防本部 長泉町消防本部 箕面市消防本部 豊能町消防本部 新宮市消防本部 北山村(非常備)																				
	21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	西伊豆広域消防本部 泉佐野市消防本部 阪南消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部										47	大阪	箕面市消防本部	事務委託	豊能町消防本部 新宮市消防本部 北山村(非常備)																
	22	大阪	泉州南消防組合泉州南 広域消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部														48	和歌山	新宮市消防本部	事務委託	横須賀市消防局 三浦市消防本部												
	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部																		49	神奈川	横須賀市消防局	事務委託	白山野々市広域消防本部 川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)								
	24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部																						50	石川	白山野々市広域消防本 部	一部事務組合	岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣市消防組合消防本部 尾三消防本部 豊明市消防本部 長久手市消防本部				
	25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部																										51	岐阜	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣市消防組合消防本部 尾三消防本部 豊明市消防本部 長久手市消防本部
	26	鹿児島	指宿南九州消防組合消 防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部																														52
25.7.1	27	青森	弘前地区消防事務組合 消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 朝来市消防本部 養父市消防本部																														

■参考資料8 県内消防本部の管内人口・面積・署所・消防吏員数等（消防力カードから）■

	管轄面積 (km ²)	管轄人口	番・出張所数	消防職員	消防職員 /人口	消防員 計算率	消防職員 充足率	吏員数	消防職員 平均年齢	女性 吏員数	消防費 一般会計	住民1人 あたり 消防費	救急隊/ 10万人	予防担当 充足率	放水開始 平均時間 (分)	救急隊 現場到着 平均時間 (分)	はしご自動 車充足率	割合 充足率	
1	さいたま市消防局	217.43	1,281,414	25	1,343	1.0	1,396	96.2%	1374	40.2	2.8%	3.6%	12,531	2.2	86.2%	10.2	8.0	90.0%	96.6%
1	上尾市消防本部	45.51	228,092	6	260	1.1	351	74.1%	276	40.1	1.8%	4.1%	11,552	2.6	37.9%	11.0	8.2	100.0%	75.0%
1	伊奈町消防本部	14.79	44,501	1	55	1.2	85	64.7%	55	43.8	0.0%	6.2%	15,955	4.5	50.0%	12.6	8.3	0.0%	66.7%
1	埼玉県中央広域消防本部	112.61	261,897	9	334	1.3	420	79.5%	337	38.3	3.9%	3.9%	11,749	3.8	63.2%	10.8	6.9	50.0%	100.0%
2	川口市消防局	61.95	595,495	13	540	0.9	646	83.6%	543	36.7	3.7%	2.9%	9,282	2.0	35.7%	12.4	8.1	100.0%	92.3%
2	蕨市消防本部	5.11	73,900	2	85	1.2	116	73.3%	85	35.3	2.4%	3.3%	10,568	2.7	50.0%	9.3	7.0	200.0%	100.0%
2	戸田市消防本部	18.19	137,320	3	139	1.0	168	82.7%	139	36.5	1.4%	2.9%	9,962	2.9	36.8%	12.4	6.6	100.0%	66.7%
3	朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部 消防本部	61.21	458,465	8	423	0.9	512	82.6%	423	36.6	4.7%	2.7%	8,077	2.0	89.6%	11.9	8.8	100.0%	75.0%
3	入間東部地区事務組合消防本部	49.74	262,194	5	280	1.1	371	75.5%	280	37.1	5.4%	3.2%	10,767	2.7	76.5%	12.9	8.4	100.0%	77.8%
3	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	58.67	171,592	4	193	1.1	228	84.6%	199	37.4	4.0%	4.3%	12,460	2.9	65.5%	11.3	8.8	100.0%	83.3%
3	比企広域消防本部	316.91	191,852	9	274	1.4	372	73.7%	269	34.5	1.1%	3.9%	13,307	4.7	54.8%	13.5	10.4	100.0%	100.0%
3	川越地区消防局	150.76	372,398	8	439	1.2	497	88.3%	438	39.3	4.6%	3.9%	12,049	2.1	61.7%	11.8	9.4	133.3%	72.7%
3	西入間広域消防組合消防本部	100.19	60,759	3	114	1.9	150	76.0%	113	37.8	4.4%	5.3%	16,903	4.9	63.6%	13.8	9.4	100.0%	100.0%
4	埼玉西部消防局	406.32	783,064	19	868	1.1	989	87.8%	866	39.9	3.8%	4.1%	12,191	2.7	73.8%	11.5	8.8	140.0%	100.0%
5	熊谷市消防本部	158.82	199,705	6	245	1.2	317	77.3%	241	38.4	3.7%	4.3%	13,375	3.5	55.0%	11.3	9.4	100.0%	100.0%
5	行田市消防本部	67.49	82,836	4	103	1.2	183	56.3%	103	37.8	3.9%	3.6%	11,770	4.8	80.0%	9.4	7.8	100.0%	100.0%
5	深谷市消防本部	202.62	179,161	8	226	1.3	292	77.4%	223	37.2	2.2%	3.9%	12,659	4.5	57.9%	12.8	8.3	100.0%	100.0%
5	秩父消防本部	892.62	102,714	5	169	1.6	210	80.5%	173	36.6	2.3%	2.4%	12,004	8.8	55.2%	13.4	10.2	100.0%	100.0%
5	児玉都市広域消防本部	199.68	135,510	7	205	1.5	236	86.9%	207	35.1	2.9%	4.4%	16,176	5.2	45.0%	13.4	8.3	100.0%	100.0%
6	春日部市消防本部	66	236,466	8	281	1.2	385	73.0%	279	39.7	0.7%	3.8%	11,131	3.4	54.3%	10.5	8.0	100.0%	100.0%
6	越谷市消防本部	60.24	339,156	6	329	1.0	400	82.3%	348	39.1	3.7%	4.0%	11,066	2.4	37.1%	12.1	8.7	100.0%	80.0%
6	三郷市消防本部	30.13	139,164	3	166	1.2	183	90.7%	164	39.1	4.9%	3.4%	10,757	2.9	87.5%	14.3	8.8	200.0%	80.0%
6	吉川松伏消防組合消防本部	47.86	101,686	3	150	1.5	173	86.7%	146	35.0	2.1%	5.5%	16,030	3.0	78.6%	10.6	6.9	100.0%	80.0%
6	草加八潮消防局	45.48	334,122	6	329	1.0	393	83.7%	331	36.4	6.3%	3.3%	9,673	3.0	60.5%	11.6	9.3	100.0%	83.3%
7	羽生市消防本部	58.64	55,441	2	79	1.4	113	69.9%	79	36.1	1.3%	4.6%	14,845	3.6	69.2%	15.6	9.1	0%	67%
7	蓮田市消防本部	27.28	62,347	2	87	1.4	121	71.9%	92	36.3	7.6%	4.5%	12,505	4.8	50.0%	13.4	9.0	0%	75%
7	埼玉東部消防組合消防局	320.54	452,479	18	639	1.4	797	80.2%	645	40.0	2.6%	4.5%	14,120	4.0	97.2%	12.2	8.1	50%	138%
小規模消防平均			63,297	2	87	1.4	128.0	69%	87.8	37.8	3.3%	4.6%	13,758	4.2	60%	12.3	8.5	67%	85%
中規模消防平均			239,110	7	282	1.2	350.3	81%	284.3	37.6	3.2%	3.8%	12,051	3.6	62%	12.1	8.5	100%	90%
大規模消防本部平均			886,658	19	917	1.0	1010.3	89%	927.7	38.9	3.4%	3.5%	11,335	2.3	65%	11.4	8.3	100%	96%

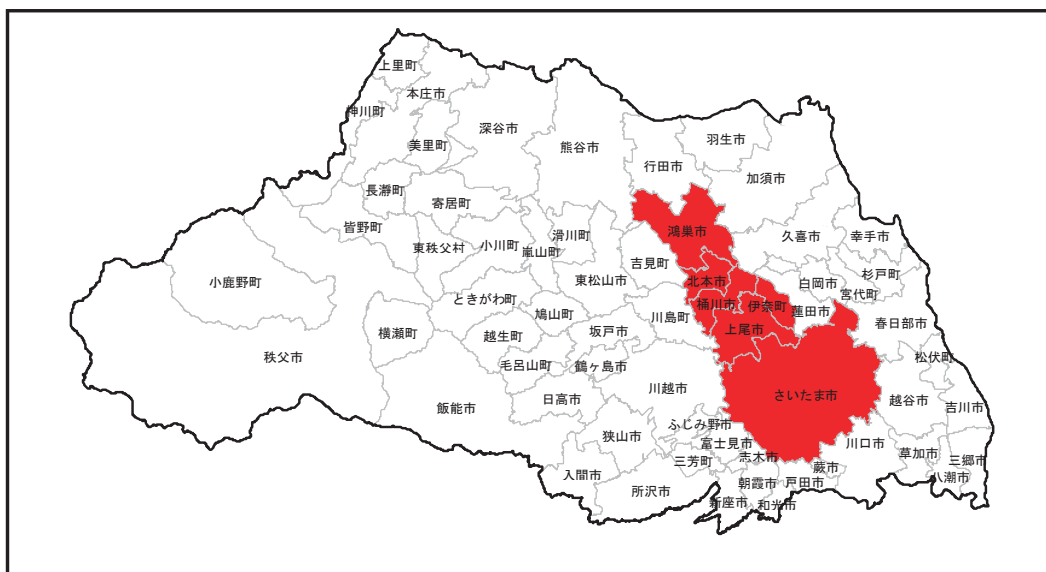
■参考資料9 消防吏員数・消防団員数の推移■



■参考資料１０ 埼玉県内の消防広域化の進捗（平成３０年４月１日現在）■

第1ブロック

さいたま市、上尾市、伊奈町、埼玉県央広域（鴻巣市・桶川市・北本市）



	面積 (km ²)	人口(人)		
		平成17年	平成27年	平成37年(推計)
さいたま市	217.4	1,176,314	1,263,979	1,312,452
上尾市	45.5	220,232	225,196	221,182
伊奈町	14.8	36,535	44,442	46,301
埼玉県央広域	112.6	263,397	259,417	245,242
鴻巣市	67.4	119,594	118,072	112,410
桶川市	25.4	73,677	73,936	70,464
北本市	19.8	70,126	67,409	62,368
計	390.3	1,696,478	1,793,034	1,825,177

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年2月	ブロック勉強会を設置
平成25年4月	上尾市と伊奈町が消防指令の一部統合運用を開始
平成26年7月	上尾市と伊奈町が消防広域化協議会を設立
平成26年9月	上尾市と伊奈町を広域化重点地域に指定
平成27年度～	上尾市・伊奈町広域化協議会において協議継続中

川口市、蕨市、戸田市



	面積 (km ²)	人口(人)		
		平成17年	平成27年	平成37年(推計)
川口市 (鳩ヶ谷市)	62.0	480,079 58,355	578,112	594,768
蕨市	5.1	70,010	72,260	72,845
戸田市	18.2	116,696	136,150	149,177
計	85.3	725,140	786,522	816,790

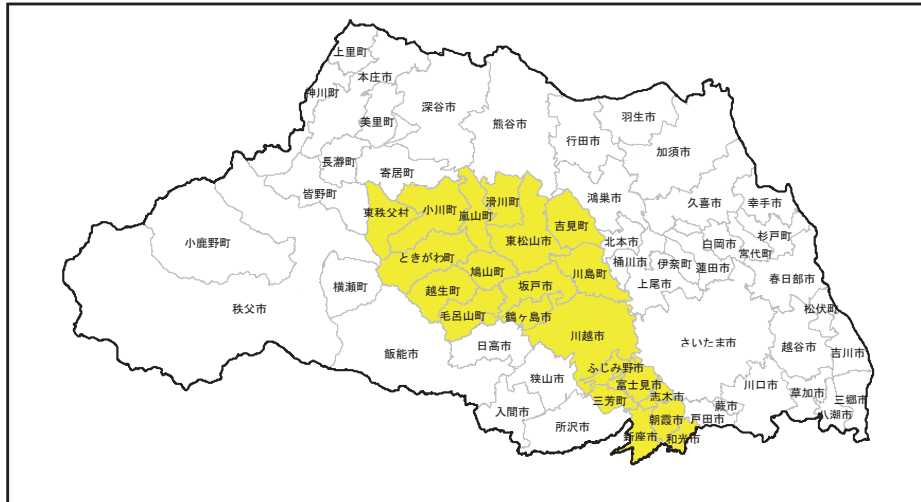
平成23年10月に
市町村合併

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成23年10月	川口市と鳩ヶ谷市が合併
平成29年3月	広域化勉強会を開始
平成30年3月	広域化のメリットと課題を検証した広域化報告書のとりまとめ
平成30年4月～	広域化勉強会において「連携と協力」について検討

第3ブロック

川越地区(川越市・川島町)、埼玉県南西部(朝霞市・志木市・和光市・新座市)、入間東部地区事務組合(富士見市・ふじみ野市・三芳町)、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域(東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村)、西入間広域消防組合(毛呂山町・越生町・鳩山町)



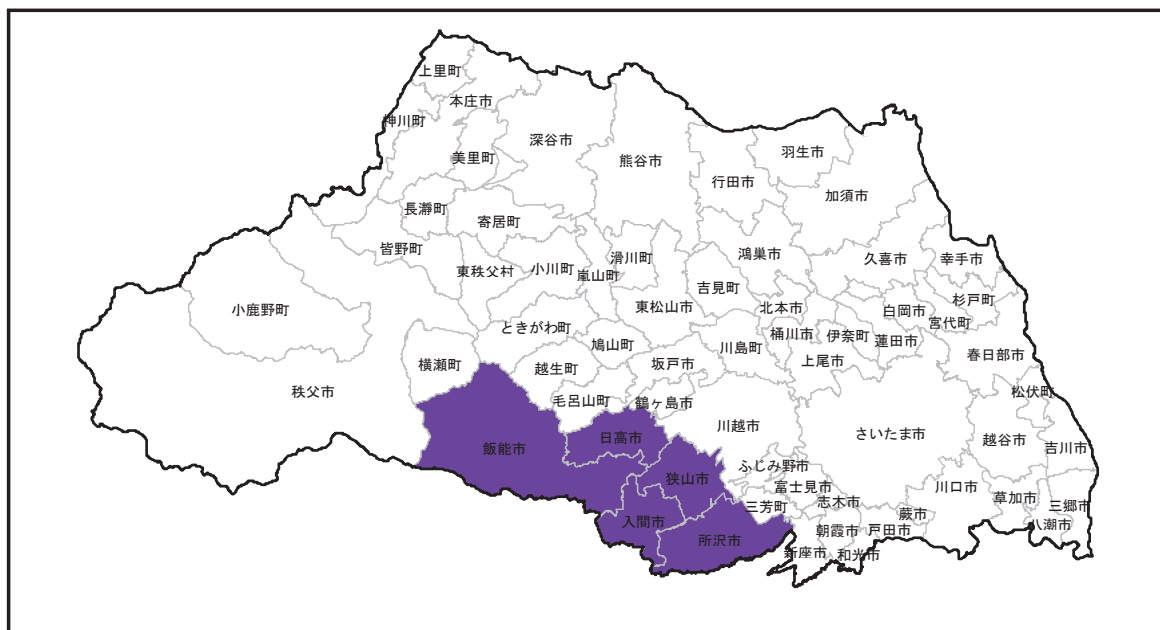
	面積 (km ²)	人口(人)		
		平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年(推計)
川越地区	150.8	356,701	371,533	375,141
川越市	109.1	333,795	350,745	357,110
川島町	41.6	22,906	20,788	18,031
埼玉県南西部	61.2	421,834	451,923	463,901
朝霞市	18.3	124,393	136,299	142,732
志木市	9.1	67,448	72,676	75,568
和光市	11.0	76,688	80,826	80,960
新座市	22.8	153,305	162,122	164,641
入間東部地区事務組合	49.7	243,758	257,528	260,685
富士見市	19.8	104,748	108,102	107,444
ふじみ野市		101,960	110,970	115,868
三芳町	15.3	37,050	38,456	37,373
坂戸・鶴ヶ島消防組合	58.7	168,747	171,934	166,236
坂戸市	41.0	98,964	101,679	97,928
鶴ヶ島市	17.7	69,783	70,255	68,308
比企広域	316.9	200,899	193,206	182,157
東松山市	65.4	91,302	91,437	90,444
滑川町	29.7	15,434	18,212	19,414
嵐山町	29.9	19,479	18,341	16,687
小川町	60.4	35,401	31,178	27,113
吉見町	38.6	22,217	19,631	16,606
ときがわ町	55.9	13,271	11,492	9,582
東秩父村	37.1	3,795	2,915	2,311
西入間広域消防組合	100.2	68,463	63,329	55,183
毛呂山町	34.1	39,122	37,275	32,915
越生町	40.4	13,356	11,716	9,955
鳩山町	25.7	15,985	14,338	12,313
	737.4	1,460,402	1,509,453	1,503,303

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	ブロック勉強会の設置
平成27年4月	坂戸・鶴ヶ島と西入間が消防指令の共同運用を開始
平成28年3月	坂戸・鶴ヶ島と西入間の消防広域化勉強会を開始
平成29年4月	広域化のメリットと課題を検証した坂戸鶴ヶ島・西入間広域化報告書のとりまとめ

第4ブロック

埼玉西部(所沢市・狭山市・入間市・飯能市・日高市)

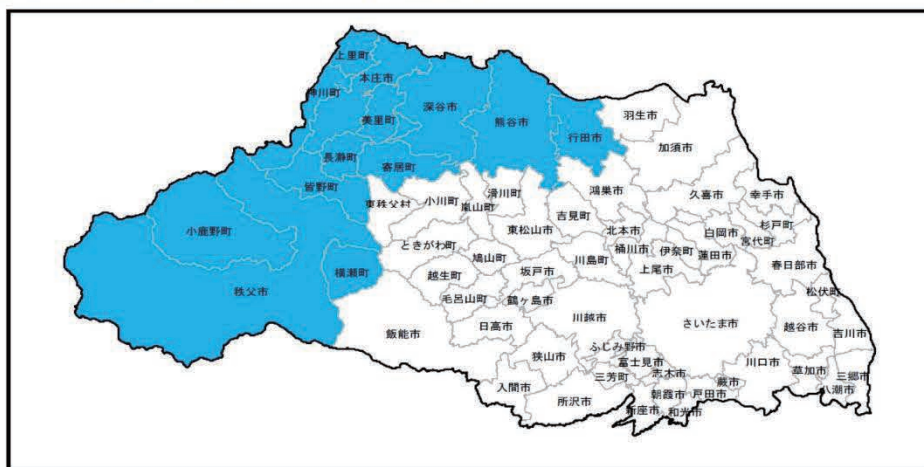


	面積 (km ²)	人口(人)		
		平成17年	平成27年	平成37年(推計)
埼玉西部消防局	406.3	781,229	778,416	743,895
所沢市	72.1	336,100	340,386	332,327
狭山市	49.0	158,074	152,405	143,260
入間市	44.7	148,576	148,390	140,961
飯能市	193.0	84,860	80,715	74,084
日高市	47.5	53,619	56,520	53,263

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年3月	第4ブロック構成市市長会議(消防広域化の検討について基本合意)
平成22年1月	消防広域化協議会設立(県はオブザーバーとして参画)
平成23年8月	広域消防運営計画の策定
平成25年4月	埼玉西部消防局の発足

熊谷市・行田市・深谷市・寄居町・秩父(秩父市・小鹿野町・皆野町・横瀬町・長瀨町)、
児玉郡市(本庄市・美里町・神川町・上里町)



	面積 (km ²)	人口 (人)		
		平成 17 年	平成 27 年	平成37年(推計)
熊谷市	159.8	204,675	198,742	185,836
行田市	67.5	88,815	82,113	73,376
深谷市	202.6	183,522	177,892	168,697
深谷市	138.4	103,529	143,811	138,521
寄居町	64.3	37,061	34,081	30,176
秩父消防	892.6	114,596	101,648	87,388
秩父市	577.8	70,563	63,555	55,881
横瀬町	49.4	9,684	8,519	7,275
皆野町	63.7	11,518	10,133	8,431
長瀬町	30.4	8,352	7,324	6,165
小鹿野町	171.3	14,479	12,117	9,636
児玉郡市広域	199.7	139,837	133,383	124,746
本庄市	89.7	81,957	77,881	73,914
美里町	33.4	11,963	11,207	10,142
神川町	47.4	15,062	13,730	11,781
上里町	29.2	30,855	30,565	28,909
計	1522.2	731,445	693,778	640,043

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	勉強会の設置
平成23年10月	熊谷市・行田市が消防指令の一部共同化運用を開始

第6ブロック

春日部市、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合（吉川市・松伏町）、草加八潮（草加市・八潮市）

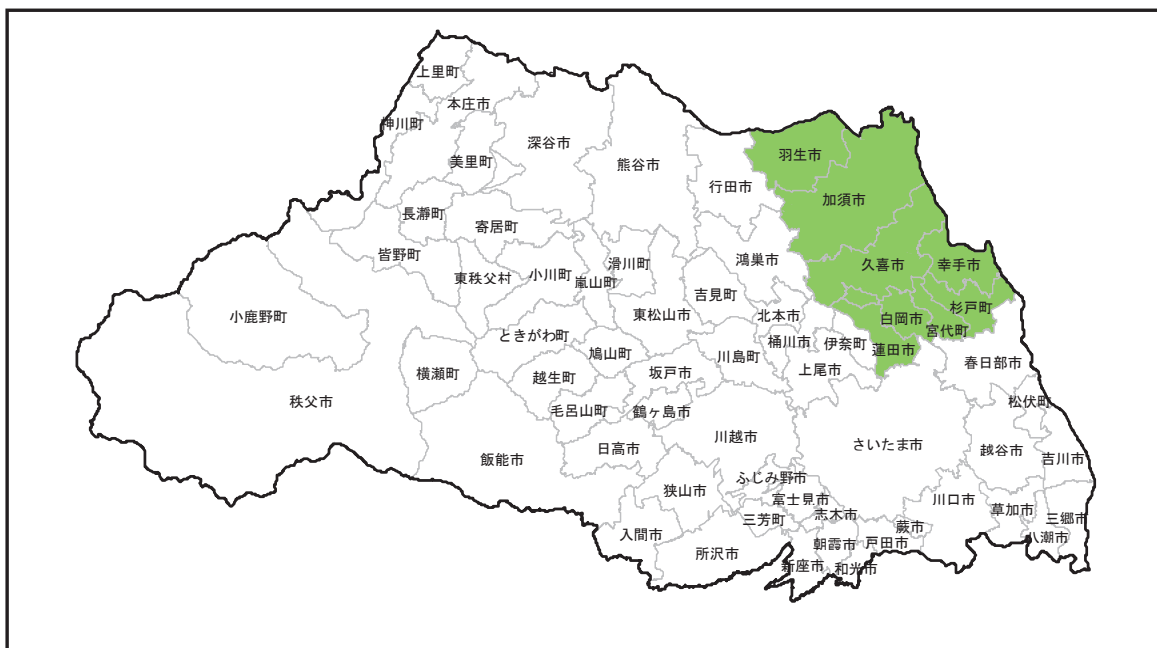


	面積 (km ²)	人口（人）		
		平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年（推計）
春日部市	66.0	238,506	232,709	217,391
越谷市	60.2	315,792	337,498	347,549
三郷市	30.2	128,278	136,521	140,568
吉川松伏消防組合	47.9	91,141	99,799	103,204
吉川市	31.7	60,284	69,738	75,806
松伏町	16.2	30,857	30,061	27,398
草加八潮消防局	45.5	311,823	333,751	332,389
草加市	27.5	236,316	247,034	243,644
八潮市	18.0	75,507	86,717	88,745
計	249.8	1,085,540	1,140,278	1,141,101

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	ブロック勉強会の設置
平成25年4月	草加市と八潮市が広域化協議会を設立 （県はオブザーバーとして参画）
平成26年2月	草加市と八潮市を広域化重点地域に指定
平成27年1月	草加市八潮市広域消防運営計画を策定
平成28年4月	草加八潮消防局の発足

羽生市・蓮田市・埼玉東部消防組合(加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)



	面積 (km ²)	人口 (人)		
		平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年 (推計)
羽生市	58.6	56,693	54,874	50,995
蓮田市	27.3	63,474	62,380	59,190
埼玉東部消防組合	320.5	453,842	447,799	422,459
加須市	133.5	115,497	112,229	103,908
久喜市	82.4	154,684	152,311	144,335
幸手市	34.0	54,006	52,524	47,881
白岡市	24.9	48,389	51,535	52,469
宮代町	15.9	34,620	33,705	32,060
杉戸町	30.0	46,646	45,495	41,806
計	406.5	574,009	565,053	532,644

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年5月	広域化を目指した検討組織(消防広域化第7ブロック連絡協議会)立上げ
平成22年1月	消防広域化協議会設立 (県はオブザーバーとして参画)
平成24年3月	広域消防運営計画の策定
平成25年4月	埼玉東部消防組合消防局の発足



埼玉県危機管理防災部消防課 消防広域担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048-830-8171（直通）

E-mail a3165-58@pref.saitama.lg.jp



埼玉県のマスコット
コバトン&さいたまっち